

愛媛県食品ロス削減推進店舗制度事業委託業務仕様書

1 業務名

愛媛県食品ロス削減推進店舗制度事業委託業務

2 目的

家庭系食品ロスの削減を推進するため、県内で食品ロス削減の取組を実践する食品小売店を「食べきり推進店」（以下「推進店」という。）として登録するとともに、幅広い普及啓発を行う。

また、年度末にはアンケート調査を行い、今後の食品ロス削減に向けた取組みの検討材料とする。

3 委託上限額

888,000 円

（消費税及び地方消費税を含む。なお、令和元年 10 月 1 日に税率改正が予定されていることから、改正後の税率（10%）での契約締結を想定している。）

4 委託期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 19 日までとする。

5 業務の内容

（1）推進店の募集及び登録

① 対象地域及び店舗数

東予・中予・南予から合計 50 店舗以上を推進店として登録する。なお、企業や地域が偏らないよう、企業数は、5 企業以上、地域は、東予 10 店舗、中予 30 店舗、南予 10 店舗程度を目安とする。市町別の数は問わない。

② 取組項目

募集に際しては、食品ロス削減のための取組項目を例示し、それらを参考に各店舗の実情に応じた取組を 2 つ以上実践する食品小売店を登録する。

なお、実践する 2 つのうち 1 つは、可能な限り新たな取組に挑戦してもらえるようにすること。

【取組項目の例】

- ・店頭での手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品）の削減につながる取組
（例：賞味・消費期限の近い商品からの購入を啓発、値引き販売）
- ・家庭での食べきり・使いきりにつながる取組
（例：ばら売り、量り売り、少量パック）
- ・惣菜等の製造・調理段階での取組（例：売れ行きを見ながら、こまめな調理）
- ・イートインコーナー等での飲食に関する取組
（例：ポスター掲示、卓上POPの設置、食べ残しのない利用の呼びかけ）

- ・食品ロス削減推進担当者を配置し、自社の取組のPRや社内での情報共有を実施
- ・フードバンク活動等への支援（例：フードドライブの実施）
- ・食品リサイクルの推進（例：店舗から発生する食品廃棄物の堆肥化）
- ・その他食品ロス削減につながる取組

（２）普及啓発

- ・推進店が使用する啓発資材（例：ポスター、ステッカー、POP等）を作成し、県が発行する登録証とともに推進店に搬入し、残余は県に納入する。
- ・本事業を情報発信するため、県ホームページ掲載用電子データを作成する。
- ・デザインは、別添イラストを参考に「みきゃん」及び「食べきり侍」を活用すること。

（３）アンケート調査

事業実施による食品ロス削減効果や課題、改善点等を把握するため、年度末に推進店を対象にアンケート調査を行い、その結果を集計して報告する。

（４）その他

その他、本事業はもとより、県が別に実施する「食べきりアイデアレシピ」募集事業に関する広報等、県民に対し、食品ロス削減に関して幅広く効果的に周知し啓発を行う。

6 実施スケジュール

| | |
|----------|-----------------|
| 令和元年 7月 | 委託業者決定 |
| 令和元年 8月～ | 推進店の募集及び登録、普及啓発 |
| 令和2年 2月 | 推進店へのアンケート調査 |
| 令和2年 3月 | 事業実績の報告 |

7 成果品の帰属、著作権の取扱い及び秘密保持

（１）成果品の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

（２）著作権の取扱い

普及啓発用広告物等の作成に使用した全ての素材に係る著作権者は、愛媛県とする。

※著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含める。

（３）権利関係の処理

- ① 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 留意事項

- (1) 募集先に関しては県と協議して決定する等、事業の遂行にあたっては、県と十分協議のうえ、作業を進めること。
- (2) 県が募集する推進店数は、経費算定上の最小確保数であり、これを上回る提案であっても差し支えないが、店舗数増に係る経費の見直しは想定していない。
- (3) 啓発用資材及び県ホームページ掲載用データ、アンケート、写真等の電子データは、愛媛県に提出すること。